



(仮称)久喜市自治基本条例

ワークショップ・ニュース 第3号

～みんなでつくろう！新・久喜市のまちづくり～

平成23年7月発行

NEWS
①

「(仮称)久喜市自治基本条例策定」の提言書が完成！ 提言書を市長に提出！条例づくりは次のステップへ！

平成22年10月から始まった市民ワークショップは全部で8回開催され、活発な議論により提言書のたたき台・素案の作成に取り組んできました。なお、ワークショップでは5つのグループに分かれてそれぞれのテーマを深く検討するとともに、他グループのテーマを含めた全体的な検討も行いました。

そして、本年6月5日（日）に開催された第8回ワークショップにおいて、「条例に盛り込む内容」とその「解説・背景」をまとめた提言書が完成し、同日、市長に直接提出しました。

このワークショップでの提言書を受けて、今後の新久喜市における条例づくりは、自治基本条例策定審議会等で条例案を検討する、次のステップに移行します。



提言書の概要は裏面でご確認ください。

NEWS
②

市議会議員の方々がワークショップに参加しました！

5月15日（日）に開催された第7回ワークショップにおいて、市議会議員10名の方々がワークショップに参加しました。議員の皆さんにも、ワークショップメンバーと同じテーブルに着いていただき、メンバーと活発な議論や意見交換を行うことができました。

そして、議員の意見によって、これまでのワークショップでは気づかなかった点が発見され、提言書の内容も充実したものとなりました。ここでは、その一例をご紹介します。

議員の方々との意見交換で気がついた点（第7回市民ワークショップ記録より）

- ・情報共有の制度には、適切な管理と運営をしていくことが重要であるとともに、市民の側からの「知る権利」を明記しておくことが必要である。
- ・コミュニティ活動は、議会・議員も一緒に支援して協働しながらしていくため、執行機関だけの役割だけではなく議会の役割もある。
- ・市民の意見を積極的に把握し、市政に反映するとともに議決機関としての議会の役割があり、議会での議論をしっかりしていくことが重要である。



「(仮称)久喜市自治基本条例策定に関する提言書」の 主な内容を紹介します。

基本原則

人権の尊重と男女の共同参画、情報共有と市政への参画・協働、自主的かつ自律的なコミュニティの形成、安全・安心な地域社会、環境に配慮した共生、の5つの目標を持った豊かな地域社会の実現を目指します。

市民の責務

主体的にまちづくりに参画し、個性豊かで活力に満ちた安全・安心な地域社会づくり、市政に関心を持って積極的なまちづくりの情報の共有を責務とします。



コミュニティ

市民組織等のさまざまなコミュニティ活動による住みやすいまちの実現と、活動への市の支援が求められます。

条例の運用

自治基本条例や関連する他の条例・施策について毎年検証し、条例自体の検証と見直しのための組織を設置します。また、市は積極的に条例の普及啓発に努めます。

市の責務

最少経費の最大効果、市民意見の積極的把握と市政運営への反映、計画的な行政運営、社会情勢・行政需要への対応と効率的な組織編成、の4つを責務とします。



情報共有

市の保有する情報を積極的に提供し、市民の持つ情報も積極的に提供し、市と市民が情報共有に努めます。

行政

総合振興計画の策定、透明性の確保と説明責任、行政評価、健全な財政運営、市長の責務、職員の責務、意見・要望・苦情等への対応、透明で公正な行政手続きが、行政には求められます。



住民投票

市民主体のまちづくりの観点から、市民が直接確認する手法として、住民投票が必要です。市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

市民の権利

市政やまちづくりに参画する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有します。



参加・協働

市民と市は、新しい公共の原則に基づいて協働し、市は政策の立案・実施・評価等の各段階において、市民が参画できる機会の拡充に努めます。

議会

信頼された議会運営、情報公開等、議会の責務、市民の代表者として市民の意見の把握と市政への反映等の議員の責務が求められます。

広域的な連携及び協力

国・県や他自治体、国際社会との連携が求められます。

危機管理

市は、緊急事態に対処できる体制を整備し、地域での信頼、交流関係を築き、相互に協力して災害等に対処することが求められます。

※市民ワークショップの詳細は市のホームページをご覧ください。

参考方法：①<http://www.city.kuki.lg.jp/section/jichishinko/workshop/index.html>を入力

②市ホームページのトップページ左側、市民参加のページ「ワークショップ」をクリック⇒ワークショップの開催記録「(仮称)久喜市自治基本条例ワークショップ」をクリック

【連絡先】久喜市市民税務部自治振興課

TEL：0480-22-1111（内線2622） FAX：0480-22-3319

〒346-8501 久喜市下早見85-3 E-mail : jichishinko@city.kuki.lg.jp